

第6章 財 務

(会計年度独立の原則)

第46条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第47条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計所属年度は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第48条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 組合会費
- (3) 保険給付費
- (4) 納付金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 営繕費

- (8) 財政調整事業拠出金
 - (9) 積立金
 - (10) 連合会費
 - (11) 雑支出
2. 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 介護納付金
 - (2) 介護保険料還付金

(準備金の保有方法)

第 49 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。

- (1) 銀行若しくは信用金庫への預貯金若しくは郵便貯金
 - (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
 - (3) 公社債投資信託の受益証券の取得（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く）
 - (4) 国債証券又は地方債証券の取得
 - (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得
 - (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得
 - (7) 抵当証券の取得
 - (8) コマーシャルペーパーの取得
 - (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
 - (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金
 - (11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金
 - (12) 法第 150 条の規定による施設である土地及び建物の取得
- 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第 50 条 準備金以外の積立金は、前条第 1 号から第 11 号までの方法により保有しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職積立金については、その積立総額の 2 分の 1 に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払いを受けることができる退職手当金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。

3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。

（組合財産の管理方法）

第51条 この組合の財産の管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。